



京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕（概要版）

～水害・土砂災害から身を守るために～

近年、台風や集中豪雨などによる大規模な水害や土砂災害が全国各地で発生し、多くの尊い命が失われています。京都市では、このような災害に対して「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を適切に発令し、市民の皆様の生命・身体を守ることを目的として「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」を作成しました。

このマニュアル概要版をご覧ください、避難勧告等が発令された場合、適切な避難行動をとることができるよう、日頃から備えておきましょう。

●避難勧告等は、どのような災害に対して発令されるの？（発令の対象とする自然災害）

京都市では、台風や大雨などによって相当な被害が発生すると予想されている「**水害**（洪水予報河川や水位周知河川の氾濫）」と「**土砂災害**（急傾斜地の崩壊や土石流）」が発生する可能性が高まった場合、避難勧告等が発令することとしています。

水 害



河川の氾濫

土砂災害



急傾斜地の崩壊

土石流

堤防の決壊などによる洪水（**河川の氾濫**）があります。

斜面の表層土が崩落して起こる**急傾斜地の崩壊**，山中にある土砂が大雨などによって一気に押し流される**土石流**があります。

水害のうち、水位を観測していない中小河川の氾濫や**内水氾濫**，土砂災害のうち、**地すべり**については、発令の対象とする自然災害とはしていませんが、地域からの通報等により、避難勧告等が発令する場合があります。

洪水予報河川：流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国や都道府県が指定した河川

水位周知河川：洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川

中小河川：洪水予報河川，水位周知河川に該当しない全ての河川

内水氾濫：集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地、道路等が浸水すること

地すべり：斜面の一部または全部が、重力により斜面下方に移動する現象

●避難勧告等は、どのような範囲や区域に発令されるの？（避難勧告等の発令単位）

水害，土砂災害による避難勧告等は，**学区を単位**として発令します。

災害種別	避難勧告等の発令単位
水害	洪水予報河川及び水位周知河川の氾濫により、「浸水が想定される地域」が所在する学区等 ⇒【浸水が想定される範囲は、京都市防災マップ（水災害編）で確認することができます】
土砂災害	「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が所在する学区等 ⇒【土砂災害警戒区域などの範囲は、京都市土砂災害ハザードマップで確認することができます】



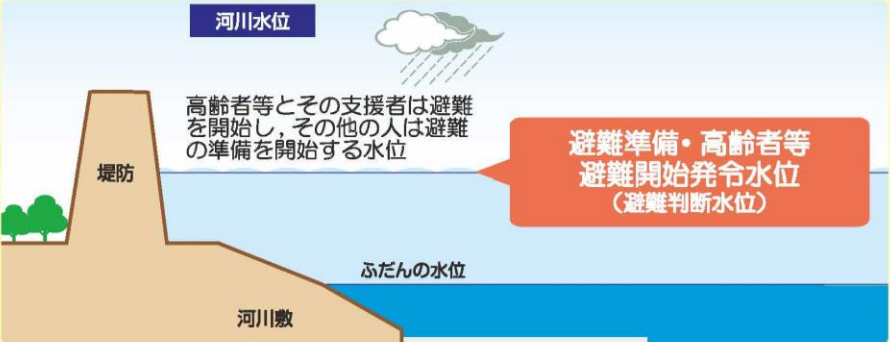
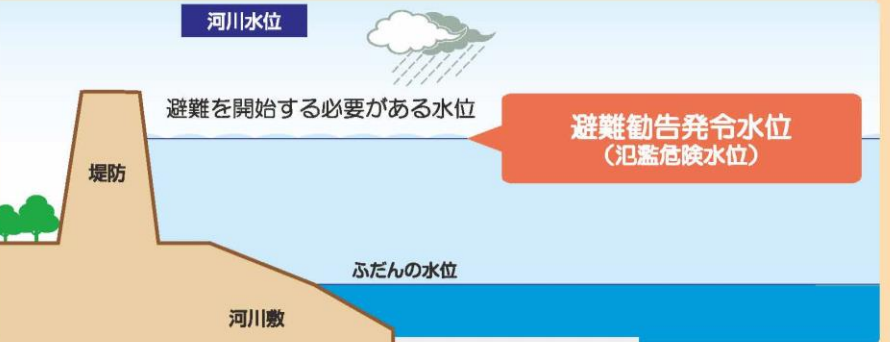
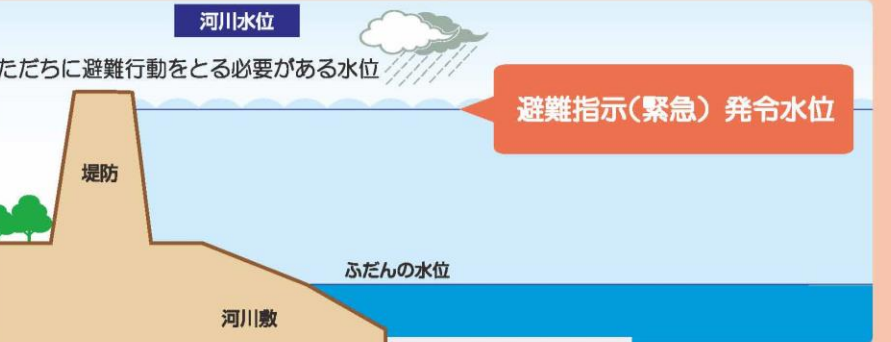
京都市防災マップ（水災害編）



京都市土砂災害ハザードマップ



●避難勧告等は、どんな種類があり、どのようなときに発令されるの？発令されたらどうすればいいの？（避難勧告等の種類と発令の判断基準、発令時における避難行動）

避難勧告等の種類		災害の緊迫度		
		高い		極めて高い
		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
土砂災害		「土砂災害警戒情報」が発表され、		
		土砂災害危険度が「レベル1」（京都府土砂災害警戒情報システム）となったとき 今の雨が降り続けば、2時間以内に土砂災害の発生危険が高くなる状態 	土砂災害危険度が「レベル2」（京都府土砂災害警戒情報システム）となったとき 今の雨が降り続けば、1時間以内に土砂災害の発生危険が高くなる状態 	土砂災害危険度が「レベル3」（京都府土砂災害警戒情報システム）となったとき いつ土砂災害が発生してもおかしくない状態 
		上京区、中京区、下京区、南区には、対象となる地域がないため、土砂災害による避難勧告等は発令されません。		
水害	発令基準	河川水位 高齢者等とその支援者は避難を開始し、その他の人は避難の準備を開始する水位 避難準備・高齢者等避難開始発令水位（避難判断水位） 	河川水位 避難を開始する必要がある水位 避難勧告発令水位（氾濫危険水位） 	河川水位 ただちに避難行動をとる必要がある水位 避難指示（緊急）発令水位 
		大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、		
		早期発令地域 ※1 ○水位観測所※2の水位が、「高齢者等とその支援者は避難を開始し、その他の人は避難の準備を開始する水位（避難準備・高齢者等避難開始発令水位）」※3に達したとき ○「氾濫警戒情報」が発表されたとき 	早期発令地域 ※1 ○水位観測所※2の水位が、「避難を開始する必要がある水位（避難勧告発令水位）」※3に達したとき ○「氾濫危険情報」が発表されたとき 	早期発令地域 ※1 ○水位観測所※2の水位が、「ただちに避難行動をとる必要がある水位（避難指示（緊急）発令水位）」※3に達したとき ○「氾濫発生情報」が発表されたとき ○破堤につながる大量の漏水、越水、亀裂、浸食、洗掘が発見されたとき ○水位観測所※2の水位が、「ただちに避難行動をとる必要がある水位（避難指示（緊急）発令水位）」※3に達し、かつ、その20分後の参考水位観測所※2の水位が上昇していたとき ○破堤につながる大量の漏水、越水、亀裂、浸食、洗掘が発見されたとき 
		避難に備えた準備 高齢者等は、避難を開始 気象情報の入手 	屋内安全確保 ○予想される浸水が2階の床面（3m）未満の場合は ○土砂災害による家屋倒壊などのおそれがない場合は 自宅内の高い場所へ避難 自宅内の山の反対側へ避難 	立退き避難 ○2階の床面（3m）以上の浸水が予想される場合は ○土砂災害による家屋倒壊などのおそれがある場合は 安全な場所まで立退き避難  間合わない場合は、 ・自宅内の高い場所 ・高い建物 ・堅牢な建物 にただちに避難して下さい。

※1 避難勧告等の発令対象となる学区のうち、河川に近接するなど早めの避難勧告等の発令が必要な地域を「早期発令地域」、 「早期発令地域」以外の地域を「その他の地域」と定めています。

※2 対象となる河川ごとに、京都市が区間を定め、避難勧告等の発令の判断基準となる水位を観測する「水位観測所」と「参考水位観測所」を定めています。

※3 京都市では、河川管理者が設定した「避難判断水位」を「避難準備・高齢者等避難開始発令水位」、「氾濫危険水位」を「避難勧告発令水位」としています。また、「避難指示（緊急）」の発令から氾濫発生までの余裕時間を考慮して設定した水位を「避難指示（緊急）発令水位」として定め、「避難指示（緊急）」発令の判断基準としています。

避難勧告等の発令対象学区、河川ごとの水位などの詳細は、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」（本編）をご覧ください。

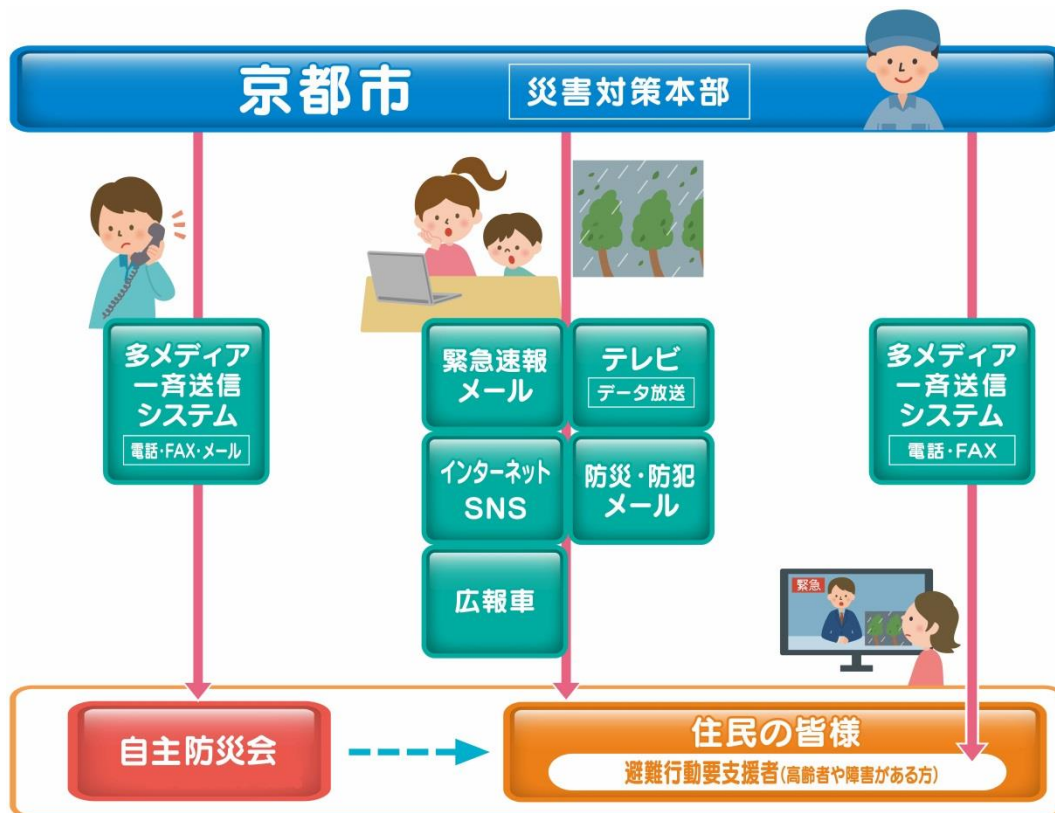
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000200827.html>)





●避難勧告等は、どのような方法で伝えられるの？（避難勧告等の発令情報の伝達）

京都市では、多様な手段で市民の皆様へ避難勧告等の発令を伝えることとしています。そのため、市民の皆様は、**自分に合った情報伝達手段から情報を入手**し、避難に役立てましょう。



●避難勧告等の発令の判断基準となる情報は、どうやって知ることができるの？ （避難勧告等の発令の判断基準となる情報の閲覧方法）

避難勧告等の発令の判断基準となる河川の水位や土砂災害危険度は、**京都市防災危機管理情報館**などで閲覧することができます。

